

部活動指導 ガイドライン

(2026.3)

刈谷市教育委員会

1 部活動の意義

部活動は共通の興味や関心をもつ児童生徒によって行われる活動であり、目的意識をもって充実した学校生活を送るだけでなく、異年齢の交流の中で、社会性や公共性を育み、仲間や指導者等との触れ合いを深め、互いに切磋琢磨することを通じて豊かな人間関係を築くとともに、心身の健全育成を図る。

2 位置付け

刈谷市部活動ガイドライン（以下、ガイドラインという）は刈谷市立小中学校に部活動の運営や指導等を包括した総合的な指針を示したものである。

3 適切な部活動の運営と指導

（1）組織的な運営体制の整備

□校長は本ガイドラインの趣旨を踏まえ、部活動の目標や運営方針を策定し、組織全体で共有するとともに、実態に応じて顧問者会議を定期的に行なうなど、部活動の組織化を図る。

□校長は、部活動の運営方針及び活動計画等を公表する。

□顧問は、学校で定めた部活動の目標や運営方針に従い、参加する大会、コンクール等を精選した上で、年間及び月間等の活動計画を作成する。

活動に当たっては、児童生徒がバランスのとれた学校生活を送ることやスポーツ障害を予防する観点から、活動時間や練習日数、休養日を適切に設定する。

(2) 活動計画の作成

顧問は、毎月の活動計画を作成して校長に提出するとともに、児童生徒及び保護者へ周知する。活動計画の作成に当たっては、以下のことに留意する。

□各種大会やコンクールなどへの参加・出場等については、普段の活動の成果を試す機会と捉え、可能な限り精選するとともに、以下の内容を毎月の計画に位置付ける。

- ①活動日 ②活動時間 ③活動場所 ④参加予定大会
- ⑤代替休養日

□部活動運営に当たっては、児童生徒や保護者の負担軽減に配慮する。

校長は、毎月の活動計画から、各部の活動内容・活動時間を把握し、児童生徒が安全かつ健康に部活動に取り組めるようにする。また、顧問の負担が過度とならないよう、個々の活動時間を把握し指導する。

□活動する際には、以下のことに留意する。

- ・活動は、顧問の下で実施する。
- ・活動日や活動時間を変更する場合、顧問は校長の許可を得て調整する。変更内容については児童生徒及び保護者に必ず周知し、職員間でも共有する。
- ・参加する大会やコンクール等は、開催要項等による大会の主催者が明確であり、校長が承認しているものとする。また、大会やコンクール等の引率は、顧問の責任で行う。

(3) 適切な活動量

<学期中>

□平日は、30分～1時間程度の活動とする。活動日数は、原則、週に3回までとする。

□休日は、3時間程度の活動とする。活動日数は、月に2回までとし、土日連続はできる限り避ける。

※大会はこの限りではない。

<長期休業中>

□活動時間は3時間程度とし、活動日数については学期中と同様に扱う。

※大会はその限りではない。

※休日の活動分（月2回）を平日に行うことを推奨する。

<共通>

□大会、コンクール等により1日の活動時間が長くなる場合は、児童生徒の体調や健康状態に十分注意する。

(4) 休養日の設定

□児童生徒のバランスのとれた学校生活や成長の保障およびスポーツ障害の予防の観点などから、児童生徒の発達段階に応じて部活動における休養日（活動しない日を含む）を設定する。

□長期休業中では、児童生徒が十分な休養ができるとともに、部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度、長期の休養期間を設ける。

(5) 健康・安全の確保

- 日頃より児童生徒の安全に対して注意を促すとともに、活動場所の安全点検を行い、事故防止に努める。
- 高温や多湿時にはWBGT値に留意し、水分や塩分を十分に補給させるとともに、休憩時間を確保するなど、児童生徒の健康管理を徹底する。
- 落雷・突風等による事故を避けるために気象情報を集めながら、急激な天候の変化（雷・大雨等）にも迅速に対応する。

(6) 緊急時の対応

- 事故が発生した場合は、学校の危機管理マニュアル等に沿って対応する。必要な場合は、躊躇なく救急車を要請する。また、速やかに管理職及び保護者に報告する。
- 事故発生後は、管理職及び顧問によって事故原因を分析し、安全管理と指導のあり方について点検するとともに、再発防止策を早急に講じる。

4 その他

- 児童生徒の指導に当たっては、いかなる場合も体罰、暴言等不適切な指導を行ってはならない。
- 国や県などの動向を注視し、必要に応じてガイドラインの見直しを図る。
- 外部指導者に指導の協力をいただいている場合は、指導方針や指導内容についてよく相談しながら、足並みをそろえて指導する。